

# シャープ健康保険組合職員 の勤務給与等に関する規程

昭和43年 9月15日  
改正 平成 6年 4月 1日

- 第1条 シャープ健康保険組合の従業員の勤務、給与、雇入、退職、解雇、保健衛生、安全、表彰、懲戒、並びに昇給、賞与、退職金、旅費、災害補償、その他慶弔見舞等については、シャープ株式会社がそれぞれの当該事項について定める規程を準用する。
2. 前項の規程により難い場合は、別に理事長が定めるところによる。

附 則

この規程は昭和43年 9月15日から施行する。

附 則

この規程は平成 6年 4月 1日から施行する。